

腎臓移植施設資格の更新手続きについて、よくある質問

一般社団法人日本腎臓学会

【腎臓移植施設資格基準について】

- Q1： 第2条5 腎臓摘出医師の派遣について、自施設の移植希望登録患者（以下、登録者）が移植候補者に選定された場合は、候補に挙がっている2施設それぞれが医師を派遣しなくてはならないのか。
- A1： 少なくとも1人以上の医師の派遣ができる体制がとれることが腎臓移植施設としての条件です。
- Q2： 第2条6「自施設での移植希望登録患者に対し、年に1度以上の適切な評価を行うこと」とあるが、適切な評価とは何か。透析施設での評価でよいのか。
- A2： 登録者が移植施設を受診し評価を受ける必要があります。移植施設は、透析施設と連携し検査データ等を入手することが望ましいが、登録者が移植可能かどうかについては、最終的に移植施設が直接の診察と評価を行ってください。
- Q3： 今後、年に1度以上の評価が必要であるとのことだが、連絡しても受診し評価を受けない登録者がいる場合は資格基準を満たさないことになるのか。また、そういう登録者はどうしたらよいのか。
- A3： 腎臓移植施設から登録者に連絡したものの、全ての登録者が受診せず評価を受けない状況であっても、腎臓移植施設としては資格基準を満たしていると見なします。一方で、平成30年4月1日以降、移植施設を年に1度以上受診していない登録者本人については、平成31年度の更新ができないこととなります。
- Q4： 当院は平成29年6月に移植施設となったが、今回は更新の対象でしょうか。
- A4： 平成28年4月1日以降に新規に移植実施施設となった施設は今回は対象外となります。ただし、第4条（変更の手続き）に基づき、前回提出した施設調査票に記載した腎臓移植の経験がある医師に変更があった場合は、施設調査票の提出をお願いいたします。

【更新申込書、施設調査票について】

- Q5： 更新申込書の代表者名は誰を書いたらよいのか。
- A5： 多くの施設は病院長名となっております。

- Q6： 施設調査票①で「当該施設の腎臓移植実績」欄の昨年の移植数は、いつからいつまでか。また、累計はいつからカウントすればよいか。
- A6： 平成30年4月1日から平成31年3月31日です。累計は施設が腎移植を始めた任意の年から昨年度までの腎移植数をカウントしてください。